

児童発達支援・放課後等デイサービス

笑 ふ く

(成長支援型)児童デイサービスりと帯広 森の里

重要事項説明書



りと

Lilt

帯広 森の里

成長支援型児童デイサービスりと 重要事項説明書

令和6年8月1日現在

1 法人の概要

名称	ゴウドウガイシャ フクフク
	合同会社 笑ふく
所在地	北海道帯広市西21条南3丁目5番地12
連絡先電話番号	(0155)67-0271
代表者職氏名	代表社員 福原 久実子
事業の概要	児童福祉事業

2 サービスを提供する事業所の概要

名称	成長支援型児童デイサービスりと 帯広森の里
所在地	帯広市西21条南3丁目5番地12
連絡先電話番号	(0155)67-0271
FAX番号	(0155)67-0271
事業所番号	0154602494
実施する事業	児童発達支援 及び 放課後等デイサービス
営業日	月～金曜日(12月30日～1月3日を除く)
営業時間	9:00～18:00
定員	10人
通常の事業の実施地域	帯広市・芽室町・音更町

3 事業所の運営の方針

- ① 保護者や児童の意向、児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき児童に対して指定通所支援のサービスを提供します。
- ② サービスの効果について継続的な評価を実施することなどにより児童に対して適切かつ効果的にサービスを提供します。
- ③ 児童の意思及び人格を尊重して、常に児童の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ④ 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ⑤ 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- ⑥ **【児童発達支援】**
児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
- ⑦ **【放課後等デイサービス】**
児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

4 事業所の設備の概要

指導訓練室	2ヶ所
トイレ	2ヶ所
洗面室	1ヶ所
事務室	1ヶ所

5 職員の配置の状況

職種	役割	員数
管理者	事業所の管理業務等	1人
		(児童指導員と兼務)
児童発達支援 管理責任者	通所支援計画の作成等	1人
児童指導員	児童の療育等・専門的視点からのア ドバイス	1人
保育士		1人
作業療法士		1人

6 サービスの内容

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他のサービスを提供します。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他のサービスを提供します。(就学している児童が対象。)

- ※ いずれのサービスも、事業所において提供することを基本としています。
- ※ 具体的なサービスの内容は、児童ごとに通所支援計画において定めます。

7 利用料

- ① 市町村が決定した通所利用者負担額
(法定代理受領とならない場合は、指定通所支援費用基準額をお支払いいただきます。)
- ② ①以外の費用の額

おやつ代	50円(1食)
教材費	1回につき100円※受給者証の利用者負担上限月額が0円の場合は費用なし
冷暖房費	1回につき50円 (5月～9月まで冷房費・10月～4月まで暖房費)
その他費用	事前に承諾を得たうえで、その他諸費用を徴収する際の実費代金

- ③令和4年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和4年10月から「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定します。

8 利用に当たって留意していただきたい事項

- ① サービスの利用の開始の際、その他必要に応じて、児童の状態等について伺いますので、できるだけ正確に教えてください。
- ② 児童や他の児童の安全のために従業者が行う指示については従ってください。
- ③ 児童の体調の変化があるときは、必ずお知らせください。
- ④ 貴重品は児童に持たせないでください。
- ⑤ 従業者が行うモニタリングには協力してください。
- ⑥ その他適切な事業運営のために協力いただきたい事項を適宜お伝えしますので、できるだけ協力願います。

9 秘密の保持

- ① 事業者及びその従業者は、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らすことはありません。
また、事業者は、従業者であった者が、児童及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、児童の個人情報を使用する場合は、事前に保護者の同意を得るものとします。
また、児童の家族の個人情報を用いるときは、その家族の同意を得るものとします。

10 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	
評価機関名称	
公表の方法等	

11 事故発生時の対応

- ① 事業者は、サービスの提供に際して、児童のけがや体の急変があった場合その他必要な場合は、市町村、保護者、主治の医師等への連絡等の適切な措置を迅速に講じるものとします。
- ② 事業者は、サービスの提供に当たって、事業者の責に帰すべき事由により、児童の生命、身体、財産又は名誉に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、事故や損害が事業者の責によらないときは、この限りではありません。
- ③ 事業者は、事故が発生した場合、事故の状況及び講じた処置についての記録を作成し、5年間保管するものとします。
- ④ 事業者は、事故が発生した場合は、事故の原因を解明し、再発防止のための適切な対策を講じるものとします。

12 苦情の対応

① 事業者における苦情の受付窓口と対応方法

苦情対応担当者	福原 輝彦
電話番号	0155-67-0271
受付日時	9:00-18:00 (営業日に限る)
対応方法	苦情があった場合は、速やかに事実関係を調査し、必要な措置を講じます。その措置の内容については記録を作成し、サービスの質の向上を図ることとします。

② その他の窓口

北海道福祉サービス運営適正化委員会

札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター(かでの2・7)5階

011-204-6310

年 月 日

指定障害児通所支援の利用の開始に際し、上記のとおり説明しました。

事業者 名称 合同会社 笑ふく

事業所名称 成長支援型児童デイサービスりと帯広森の里

説明担当者

上記のとおり説明を受け、その内容に同意しました。

保護者 住所

氏名

印